

福岡県公報

平成17年12月2日
第2468号

目次

告示(第2299号-第2314号)

- 保安林の皆伐面積の限度の公表 (治山課) 1
- 保安林予定森林の所在場所等 (治山課) 2
- 保安林指定施業要件の変更森林の所在場所等 (治山課) 2
- 保安林指定施業要件の変更森林の所在場所等 (治山課) 3
- 保安林指定施業要件の変更森林の所在場所等 (治山課) 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) 4
- 都市計画事業の認可 (都市計画課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 5
- 公共測量の終了 (土木管理課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 6
- 土地改良事業の工事の完了 (農地計画課) 6
- 貸金業者の業務の停止 (経営金融課) 6

公 告

- 平成17年度福岡県ふぐ処理師試験の実施 (生活衛生課) 7

選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (地方課) 8
- 政治団体の届出事項の異動届 (地方課) 10
- 政治団体の解散届 (地方課) 12
- 資金管理団体の指定届 (地方課) 12
- 資金管理団体の異動の届出 (地方課) 13
- 資金管理団体の指定の取消等の届出 (地方課) 13

告 示

福岡県告示第2299号

平成17年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	504.21
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	168.94
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	581.08
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	237.26
〃	干害防備保安林	吉井吉	井町	0.16

福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	850.03
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	206.88
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.20
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1047.69
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	92.13
〃	干害防備保安林	嘉穂	嘉穂町	0.04
〃	〃	若宮	若宮町	—
〃	〃	穂波	穂波町	0.24
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	341.64
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	84.84
〃	水源かん養保安林	今川	〃	659.59
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	223.04
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	195.95
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	318.04

福岡県告示第2300号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡赤村大字赤字畑見野1863（次の図に示す部分に限る。）、字菅ノヲヲ1864

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2301号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条大6項において準用する同法第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年8月17日農林水産省告示第1224号（1及び3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2302号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条大6項において準用する同法第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年10月6日福岡県告示第1513号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2303号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同法第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年9月14日福岡県告示第1524号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2304号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年10月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
（旧）特定非営利活動法人教育オンブズマン福岡
（新）特定非営利活動法人教育オンブズマン

(2) 代表者の氏名

山口 秀範

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目5番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、教育問題に関心を持つ人たちに対して、教育政策に関する提言及び教育に関する調査及び研究、並びに教育に関する普及及び宣伝等に関する事業を行ない、日本の将来を担う活力あふれる青少年の育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2305号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年10月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人個人財産管理協会

(2) 代表者の氏名

橋本 康扶

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区百道一丁目28番21号

(4) 定款に記載された目的

この法人は関係官庁や家庭裁判所等と協力しながら、判断能力や意思能力にハンディをもつ人、高齢者、障害者並びに弱者等が、暮らしを守り真に心豊かに充実した日常生活が過ごせるように生活権の擁護と財産権の管理等について相談及び指導と支援をおこなうことにより人権（生活権）とその基礎となる財産権を擁護し社会福祉の増進に寄与し、よって地域社会の不安を少しでも解消する。また、一般市民に対し、啓発活動・研修等を広く行い、権利擁護の意識を高めることを目的とする。

福岡県告示第2306号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年10月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人宗像地区人権と共生の会

(2) 代表者の氏名

新谷 恭明

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市城西ヶ丘四丁目5番地8

(4) 定款に記載された目的

（旧）この法人は、宗像地区（宗像市郡内）に居住もしくは、勤務しているものに対して、人権の擁護に関する事業を行い、人権を尊重した社会の実現に寄与することを目的とする。

（新）この法人は、宗像地区（宗像市・福津市内）に居住もしくは、勤務しているものに対して、人権の擁護に関する事業を行い、人権を尊重した社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業 3・4・198号 日吉台光明線

3 事業施行期間

平成17年12月2日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市八幡西区西折尾町、日吉台一丁目及び折尾五丁目

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第2308号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市八幡西区大字畑字黒木153

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市

役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2309号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字頂吉字ドウメキ1338から1341まで、1343の2、字舟木ヶ迫より大切迄1671の25

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ドウメキ1340、1343の2、字舟木ヶ迫より大切迄1671の25

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2310号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区	平成17年11月18日

福岡県告示第2311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	県 道	鐘ヶ江 酒見線 間	前	大川市大字北古賀3番13先 から 同市大字三丸785番3先ま で	9.2 ～ 12.8	625.0
			後	同上	9.2 ～ 12.8	625.0

福岡県告示第2312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年12月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳 川	鐘ヶ江 酒見線 間	大川市大字三丸2066・2067番合併先から 同市大字三丸641番1先まで

福岡県告示第2313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
宮田町本城竜徳土地改良区	区画整理事業（本城竜徳地区）	昭和52年3月29日	平成15年3月31日

福岡県告示第2314号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

ラビットファイナンス

2 氏名

清水 寛秀

- 3 主たる営業所の所在地
福岡市中央区大名2丁目2番43号E L K大名ビル701号
- 4 登録番号
福岡県知事(1)第08248号
- 5 登録年月日
平成16年9月15日
- 6 行政処分の日
平成17年11月12日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止1年間(平成17年11月13日から平成18年11月12日まで)
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

公 告

公告

平成17年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成17年12月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 受験資格
次のいずれかに該当する者が受験できる。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの
- (2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの
- 2 試験
- (1) 方法
試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。
- ア 衛生法規
イ 食品衛生学

- ウ ふぐに関する知識
エ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日 時		科 目	場 所
平成18年3月7日(火曜日)	午前9時～ 午前9時40分	受付及び注意事項説明	福岡市中央区平尾2丁目1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時40分～午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識	
	午前11時～ 午後5時	ふぐの処理に関する実技	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真(申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦8センチメートル、横6センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの)並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健所(ただし、北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区以外は各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センターとする。以下「保健所等」という。)へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健福祉部生活衛生課(郵便番号813—8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。)へ提出すること。

(ア) 住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書とする。)

(イ) ふぐ処理従事証明書

(ウ) 1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書

(エ) 視覚又は精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知及び判断を適切に行うことができない者及び麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書(申込前1月以内のもの)

(オ) 履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、各保健福祉環境事務所、保健所等及び生活衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記し、80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成18年1月4日（水曜日）から同月18日（水曜日）までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成18年1月18日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成18年3月29日（水曜日）午前9時に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所、保健所等及び生活衛生課に掲示し、県公報に登載して行

うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所、保健所等又は生活衛生課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第148号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体から政治団体設立届が提出されたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受 付 期 間 平成17年10月1日～10月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党 福岡県北九州市門司区第五支部	日野雄二	大瀬博己	北九州市門司区栄町11-12	平成17年10月25日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
荒牧基三後援会	狩野守	荒牧茂嗣	鞍手郡若宮町大字山口3703	平成17年10月17日
有吉明広後援会	田中敏幸	有吉恵美子	鞍手郡宮田町大字宮田1250-2	平成17年10月21日

有吉哲信後援会	有吉通泰	古野貴登	鞍手郡宮田町大字倉久1811	平成17年10月12日
井手さちこ後援会	香月一三	鈴木田純	遠賀郡水巻町猪熊8丁目2-46	平成17年10月5日
井上順吾後援会順栄会	牧山恭久	山澤房二郎	大野城市紫台2-5	平成17年10月19日
岩佐たつろう後援会	岩佐達郎	樋口顕士	うきは市浮羽町新川241	平成17年10月28日
うのやすお後援会	卯野泰生	田口末次	遠賀郡水巻町二西3丁目8-15	平成17年10月24日
新政治公社研究会	津田武男	清成博昭	福岡市中央区清川2丁目1-30オリエントハイッテンジン403	平成17年10月14日
藤島厚後援会	高橋等	藤島嘉子	鞍手郡若宮町竹原345-2	平成17年10月17日
中尾ハギ子後援会	中尾ハギ子	中尾彰紀	鞍手郡宮田町大字上大隈450-131	平成17年10月4日
ますたに忠明後援会	九十九光	榊谷紀美士	京都郡苅田町新津2丁目8-1	平成17年10月27日
松川公彦後援会	松川公彦	浅川昌彦	鞍手郡宮田町大字宮田126	平成17年10月26日
松村たかし後援会	松村隆	井手口秀公	田川郡川崎町大字川崎98	平成17年10月12日
村上孝後援会	村上孝	村上智恵子	鞍手郡若宮町福丸393	平成17年10月17日
山下元生後援会	下川豊	野間口資二	筑後市羽犬塚321-1	平成17年10月19日
山下美丸後援会	山下美丸	山下富美子	遠賀郡水巻町古賀1丁目14-2-301	平成17年10月24日
やよし治一郎後援会	牛島健二	弥吉正孝	筑後市大字西牟田3563	平成17年10月17日
吉岡ただし後援会	柴田弘毅	橋口昌子	遠賀郡水巻町樋口東5-1	平成17年10月4日
吉武文王後援会	吉武文王	平野頼貞	遠賀郡水巻町頃末南3丁目20-7	平成17年10月13日
よしひろ啓子後援会	野口時晴	河村幸生	京都郡苅田町京町2丁目25-9	平成17年10月18日
和田善久後援会	松井晋一郎	和田紀博	鞍手郡宮田町龍徳2173	平成17年10月17日

(21団体)

福岡県選挙管理委員会告示第149号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告

示する。

平成17年12月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年10月1日～10月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県第六選挙区支部	主たる事務所の所在地	久留米市中央町38-6	大川市大字榎津734	平成17年10月6日	平成17年10月11日
	会計責任者	田 中 昭 彦	土 井 弥 一 郎		
自由民主党福岡県ときわ会支部	代 表 者	速 水 昭 正	日 吉 政 和	平成17年10月19日	平成17年10月24日
	会計責任者	林 勝	上 野 正 博		

(2団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
井 上 順 吾 後 援 会	主たる事務所の所在地	大野城市紫台2-5	大野城市紫台11-10	平成17年10月17日	平成17年10月19日
う め の 保 俊 後 援 会	会計責任者	永 間 勝	溝 口 敷 人	平成17年10月12日	平成17年10月21日
大 串 由 美 と と も に 歩 む 会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区永犬丸3丁目11-5-101	北九州市小倉北区堅町1丁目5-15三好野ビル	平成17年10月17日	平成17年10月19日
	会計責任者	山 本 真 理	境 田 美 紀		
京 築 改 革 研 究 会	代 表 者	清 水 勝 彦	富 安 正 直	平成17年10月20日	平成17年10月24日

こ ん ど う 進 也 後 援 会	代 表 者	久 保 田 尚 美	松 永 岩 喜	平成17年10月17日	平成17年10月17日
しきた信代と暮らしを語る会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区永犬丸3丁目11-5-101	北九州市八幡西区黒崎5丁目1-27ゆう和ビル301	平成17年10月17日	平成17年10月19日
	会 計 責 任 者	山 本 真 理	八 尋 恵 利 子		
市民が主人公の福岡市をめざす市民の会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区千代5丁目18-1	福岡市中央区唐人町1丁目5-1モンデンビルF4福岡第一法律事務所	平成17年10月7日	平成17年10月11日
	会 計 責 任 者	古 賀 涉	樋 口 登 志 夫		
せきおか精一後援会	主たる事務所の所在地	鞍手郡宮田町大字磯光341	鞍手郡宮田町大字磯光476番1	平成17年10月1日	平成17年10月3日
	代 表 者	佐 野 泰 三	海 老 誠 一 郎		
都 市 政 策 研 究 会	主たる事務所の所在地	福岡市東区大岳1丁目10-14	福岡市東区多々良1丁目7番15号2階	平成17年10月1日	平成17年10月6日
中 家 一 後 援 会	代 表 者	中 家 一 守	口 博 文	平成17年10月1日	平成17年10月26日
	会 計 責 任 者	中 家 京 子	守 口 政 雄		
福岡県商工政治連盟芦屋町支部	会 計 責 任 者	佐 藤 信 義	山 川 昌 則	平成17年9月29日	平成17年10月6日
ふくおかネットワーク	主たる事務所の所在地	福岡市東区千早5丁目17-18TKビル2号館1F	福岡市博多区博多駅中央街8-36博多ビル8階	平成17年10月17日	平成17年10月19日
三原しげる後援会	主たる事務所の所在地	京都郡苅田町磯浜町1丁目5-3コーポ三木102	京都郡苅田町神田町1丁目6番3号三原第1ビル2階201号室	平成17年10月17日	平成17年10月18日
	代 表 者	上 野 愛 治	嶋 田 秀 雄	平成17年10月13日	
宮 原 由 光 後 援 会	主たる事務所の所在地	山田市大字下山田436-3	山田市大字下山田439	平成17年10月20日	平成17年10月27日
八女筑後薬剤師連盟	主たる事務所の所在地	筑後市大字和泉585-1	筑後市大字和泉字九郎地585-1-4	平成17年10月7日	平成17年10月11日
緑 進 会 議	団 体 名 称	緑 進 会 議	邦 友 会	平成17年10月3日	平成17年10月3日

(16団体)

福岡県選挙管理委員会告示第150号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体解散届が提出されたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年10月1日～10月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県第十一選挙区支部	平成17年10月24日	平成17年10月24日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日

後藤幹生後援会	平成17年10月10日	平成17年10月12日
長日出夫後援会	平成17年9月10日	平成17年10月4日
宮川文男後援会	平成17年10月25日	平成17年10月25日
(平成8年法17条2項適用団体) 新政治公社研究会	平成7年7月12日	平成17年10月14日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第151号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年10月1日～10月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
岩佐達郎	うきは市議会議員	岩佐たつろう後援会	うきは市浮羽町新川241	岩佐達郎	平成17年10月23日	平成17年10月28日
卯野泰生	水巻町議会議員	うのやすお後援会	遠賀郡水巻町二西3丁目8-15	卯野泰生	平成17年10月23日	平成17年10月24日
中尾ハギ子	宮田町議会議員	中尾ハギ子後援会	鞍手郡宮田町大字上大隈450-131	中尾ハギ子	平成17年10月3日	平成17年10月4日
松川公彦	宮田町長	松川公彦後援会	鞍手郡宮田町大字宮田126	松川公彦	平成17年10月26日	平成17年10月26日

松村 隆	川崎町議会議員	松村たかし後援会	田川郡川崎町大字川崎98	松村 隆	平成17年10月11日	平成17年10月12日
山下 美丸	水巻町議会議員	山下美丸後援会	遠賀郡水巻町古賀1丁目14-2-301	山下 美丸	平成17年10月23日	平成17年10月24日
吉武 文王	水巻町議会議員	吉武文王後援会	遠賀郡水巻町頃末南3丁目20-7	吉武 文王	平成17年10月13日	平成17年10月13日

(7団体)

福岡県選挙管理委員会告示第152号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により

次のとおり告示する。

平成17年12月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年10月1日～10月31日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
大 串 由 美	北九州市議会議員	大串由美とともに歩む会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区永犬丸3丁目11-5-101	北九州市小倉北区堅町1丁目5-15三好野ビル	平成17年10月17日	平成17年10月19日
敷 田 信 代	北九州市議会議員	しきた信代と暮らしを語る会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区永犬丸3丁目11-5-101	北九州市八幡西区黒崎5丁目1-27ゆう和ビル301	平成17年10月17日	平成17年10月19日
進 藤 邦 彦	福岡市議会議員	緑進会議	団 体 名 称	緑進会議	邦友会	平成17年10月3日	平成17年10月3日
西 田 藤 二	福岡市議会議員	都市政策研究会	主たる事務所の所在地	福岡市東区大岳1丁目10-14	福岡市東区多々良1丁目7番15号2階	平成17年10月1日	平成17年10月6日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第153号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり

告示する。

平成17年12月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年10月1日～10月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
後藤幹生	大野城市長	後藤幹生後援会	後藤幹生	平成17年10月10日	平成17年10月12日

(1団体)